

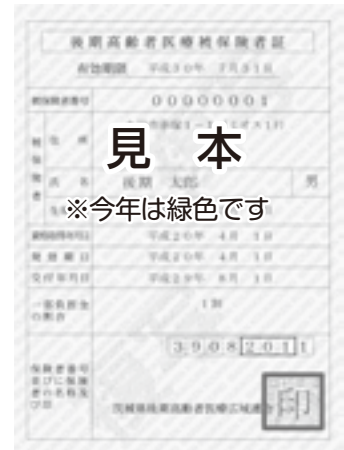
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者には、茨城県後期高齢者医療広域連合から被保険者証(保険証)が1人に1枚交付されます。医療機関などにかかる時には、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

☎国保年金課医療福祉係(☎826-1111 内線2406)

8月1日から保険証が新しくなります

新しい保険証を送付しますので8月1日からは新しい保険証を医療機関に提示してください。窓口での自己の負担割合は、1割(一般)または3割(現役並み所得者の方)です。なお、現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。有効期限を過ぎた保険証は、ご自分で処分するか、国保年金課、各支所・出張所にご返却ください。



保険証は簡易書留で発送します

保険証は7月13日(木)から順次簡易書留で配達します。不在の場合は「不在連絡票」が投函され、7月31日(月)まで土浦郵便局(城北町)に保管されます。「不在連絡票」を受け取った方は、速やかに郵便局に連絡し受領してください。郵便局での留置期間終了後は、国保年金課窓口での交付となりますのでご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定の更新について

住民税非課税世帯(世帯の全員が住民税非課税)の被保険者は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けることができます。医療費の自己負担限度額(月額)や、入院時の食事代が減額になりますので、認定証を保険証と一緒に医療機関などの窓口へ提示してください。

現在、認定証の交付を受けており、8月以降も引き続き該当になる方には、原則として保険証と一緒に送付します。新たに住民税非課税世帯になった方には、市から申請書を送付しますので、7月末までに国保年金課に申請し、認定証の交付を受けてください。

後期高齢者医療保険料の納め方

保険料は、個人ごとに納付していただきます。今年度の保険料額決定通知書は、7月18日に送付します。

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

徴収	納期	内容
仮徴収	4月	平成29年2月の徴収額と同じ額、もしくは前年度の1年間の保険料の6分の1の額が、各月の徴収額となります。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	平成28年中の所得に基づいて算定した年額の保険料から、仮徴収の額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書(口座振替を含む)により保険料を金融機関などで納期限までに納付していただきます。

納期	納期限	納期	納期限
1期	29年7月31日	5期	29年11月30日
2期	29年8月31日	6期	29年12月25日
3期	29年10月2日	7期	29年1月31日
4期	29年10月31日	8期	29年2月28日

保険料の算出方法

$$\text{均等割額 } 39,500\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 8.0\%$$

※一年間の保険料の上限額は57万円です。所得の低い方は、世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。